

平成25年定例会

教育警察常任委員会資料

付託議案審査

- 議案第61号
三重県警察職員定員条例の一部を改正する条例案【資料1】 ----- 1頁

所管事項調査

- 平成24年度包括外部監査結果及び対応方針について【資料2】 ----- 2頁
- 「三重県外郭団体等改革方針(案)」(警察本部関係分)について【資料3】 -- 7頁
- 犯罪情勢(平成24年中)について【資料4】 ----- 8頁
- 交通事故情勢(平成24年中)と交通事故抑止対策について【資料5】 ----- 10頁

平成25年3月

三重県警察本部

三重県警察職員定員条例の一部を改正する条例案

1 改正理由

厳しさを増す治安情勢に的確に対処するため、警察職員の定員の改正を行うもの。

2 改正内容

警察官の定員を9人増員（全国で545人の地方警察官増員）

区 分	現 行	改正後	増 減
警 視	112人	112人	0人
警 部	233人	233人	0人
警部補及び巡査部長	1,759人	1,765人	6人
巡 査	920人	923人	3人
計	3,024人	3,033人	9人

3 施行期日

平成25年4月1日から施行

平成24年度包括外部監査結果（警察本部関係）及び 対応方針について

1 実施テーマ及び主な要点

(1) 実施テーマ

公有財産の管理に関する事務の執行について

(2) 監査の主な要点

- ア 土地・建物等の取得は、有効性、効率性、経済性等が十分に考慮されているか。
- イ 土地・建物台帳等が整備され、土地・建物等が適切に管理されているか。
- ウ 土地・建物等の貸付（普通財産）、使用許可（行政財産）は、合理的かつ適法に行われているか。
- エ 土地・建物等は効率的に利用されているか。未利用・低利用の土地・建物等が適切に把握され、有効利用、用途変更及び売却等が適切に図られているか。
- オ 保有建物等について適切に把握され、運営維持費用、耐震化対策を含む大規模修繕等の計画及び予算措置等が適切に行われているか。
- カ 土地・建物等の処分は、法令・規則等に従い適正に行われているか。

2 監査結果概要（別紙参照）

警察本部につきましては、結果が2件、意見が5件の合計7件の下記指摘がありました。

(1) 公有財産台帳の登録について

公有財産台帳への登録について（結果）

(2) 職員住宅について

- ア 職員住宅の耐震補強対策について（意見）
- イ 警察共済組合への譲渡代金の支払いについて（意見）
- ウ 共済組合の不動産投資事業を活用した職員住宅の台帳管理について（意見）

(3) 不動産登記について

借地上の建物の登記の必要性について（結果）

(4) 未利用もしくは低利用となっている公有財産について

- ア 妙法事住宅について（意見）
- イ 旧鳥羽警察署について（意見）

※ 「結果」～法令、規則に従い適正に処理されていない、効率的かつ効果的な事務あるいは事業がなされていないなどの事項で、主に客観性が強いもの。

「意見」～「結果」以外に検討を要すべきと監査人が認める事項で、主に監査人の主観的判断が強く、「結果」に含めることが妥当でないもの。

3 対応方針（別紙参照）

指摘された事項について、別紙記載の対応方針のとおり、早急に対応する。

4 今後の予定

平成26年3月 教育警察常任委員会において対応結果を報告

同 年4月 対応結果を監査委員へ報告（公報掲載）

平成24年度 包括外部監査結果及び対応方針

監査結果（テーマ・区分・内容）	対応方針	備考												
警察本部														
1. 公有財産台帳の登録について														
① 公有財産台帳への登録について【結果】														
<p>平成23年度の建物の新規取得については、任意に抽出した建物について、公有財産の取得に関連する書類一式を閲覧した結果、取得の手續に瑕疵はなく、いずれの建物についても公有財産台帳に適切に計上されていた。</p> <p>しかしながら、平成23年度の工事請負費について、「公有財産台帳記入要領」に規定されているとおり、100万円を超える増築もしくは修繕等については原則として公有財産の異動として処理すべきであったが、公有財産の増加として処理されていない工事請負費が以下のとおり識別された。</p> <p>以下の工事請負費については公有財産の増加として登録すべきであった。</p> <table border="1" data-bbox="248 807 1308 1035"> <thead> <tr> <th>支出負担行為理由</th> <th>支出額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三重県運転免許センターコース施設改修工事</td> <td>1,890,000円</td> </tr> <tr> <td>津警察署エントランスキャノピー外シーリング打替工事</td> <td>1,598,100円</td> </tr> <tr> <td>尾鷲警察署向井第2住宅排水管改修工事</td> <td>2,394,000円</td> </tr> <tr> <td>三重県運転免許センターコース施設改修工事</td> <td>2,205,000円</td> </tr> <tr> <td>三重県運転免許センター相談室改修工事</td> <td>1,386,000円</td> </tr> </tbody> </table>	支出負担行為理由	支出額	三重県運転免許センターコース施設改修工事	1,890,000円	津警察署エントランスキャノピー外シーリング打替工事	1,598,100円	尾鷲警察署向井第2住宅排水管改修工事	2,394,000円	三重県運転免許センターコース施設改修工事	2,205,000円	三重県運転免許センター相談室改修工事	1,386,000円	<p>指摘のあった工事については、公有財産の増加として公有財産台帳へ登録しました。</p> <p>今後は、財産台帳への適正な登録を徹底します。</p>	警察本部
支出負担行為理由	支出額													
三重県運転免許センターコース施設改修工事	1,890,000円													
津警察署エントランスキャノピー外シーリング打替工事	1,598,100円													
尾鷲警察署向井第2住宅排水管改修工事	2,394,000円													
三重県運転免許センターコース施設改修工事	2,205,000円													
三重県運転免許センター相談室改修工事	1,386,000円													
2. 職員住宅について														
① 職員住宅の耐震補強対策について【意見】														
<p>「県有建築物の耐震化の状況と耐震化計画について」（平成23年11月 三重県防災危機管理部）において、警察本部が所管する職員住宅20棟を新たに対象建築物に加えた旨の記載があるっており、平成23年4月時点において警察本部が所管する職員住宅は、耐震診断が実施されていない物件が多い状況にあった。</p> <p>平成23年度に耐震診断を実施した結果、10棟中3棟で改修が必要との診断が出ている。また、平成24年度に残りの10棟についても耐震診断を実施した結果、2棟で改修が必要との診断が出ているとのことである。近い将来に発生が予想されている東海地震、東南海・南海地震等の大規模な地震が実際に発生し、職員住宅が倒壊することによって警察職員が罹災</p>	<p>要改修との耐震診断結果が出た5棟について、居住者等に周知するとともに、代替施設の確保や建て替え整備等の対応を早期に検討・実施していきます。</p>	警察本部												

し、負傷する場合には、避難誘導、被災者の救出救助・捜索、交通対策、検視・身元確認などの災害警備活動に重大な支障を招きかねない。
したがって、要改修との診断結果が出た職員住宅については、早急に耐震化の対策を検討する必要がある。

② 警察共済組合への譲渡代金の支払について【意見】

警察本部では、有事即応体制の確保のため原則「勤務地居住」が定められている。
一方で、築後35年を経過した職員住宅が21棟で、全体の28.4%を占めているにもかかわらず、この21棟のうちリフォーム等の中間修繕が実施されていない職員住宅が16棟もある。警察本部では、耐震性の確保や警察職員の住環境の整備の必要性があることは認識しつつも、県財政が逼迫していることから、単年度における県財政の負担を緩和するために警察共済組合（以下、「共済組合」という。）の不動産投資事業の積極的な活用による職員住宅の建替えを進めている。
共済組合の不動産投資事業を活用することとは、共済組合が建設した職員住宅を譲渡契約に基づいて県が管理・運営しながら、譲渡代金（建設費用）及び利息を割賦で支払う方式である。職員住宅の所有権は譲渡代金の支払が完了するまで共済組合が保有することになるが、実質的には県が共済組合から借入を行い、職員住宅を建設しているとも見られることである。
譲渡代金の支払期間は概ね14年、利率は契約時の金利相場を勘案して決まっているとのことである。以下の表は、平成24年3月末時点で警察本部が所管している職員住宅のうち、共済組合の不動産投資事業を活用して建設された職員住宅の一覧である。

（単位：千円）

物件名	契約年度	譲渡代金	H23年度末 残高	譲渡代金 支払利率	譲渡代金 支払期間
A寮	H11年度	148,651	24,664	2.6%	14年
B寮	H12年度	476,390	117,058	2.6%	14年
C寮	H12年度	162,270	39,672	2.5%	14年
D寮	H13年度	496,711	159,947	2.5%	14年
E寮	H13年度	340,603	107,677	2.1%	14年
F寮	H14年度	549,891	215,078	2.1%	14年
G寮	H19年度	781,630	580,057	2.0%	14年
H寮	H20年度	633,860	568,114	2.2%	23年
I寮	H23年度	277,665	277,665	1.8%	14年

上記の一覧表を見てわかるとおり、直近の利率が1.8%であるのに対し、最も高い利率は2.6%となっている。直近の利率の1.8%が譲渡代金の支払が完了するまで一定と仮定し、

警察本部では、近年、厳しい県財政を踏まえて警察共済組合の不動産投資事業により、職員住宅を建設しているが、利率は契約年の相場による固定金利であることから、直近の利率が1.8%であるのに対し、最も高い利率は2.6%となっております。
社会情勢や厳しい県財政を踏まえ、利払い額圧縮のための財源確保について、今後、関係部局と協議していきます。

警察本部

<p>1.8%が支払利率であるとして利息予定額を計算した場合、平成24年度以降の支払予定額との差額は約4千万円と試算される。 利率の高い譲渡契約については利払い額を圧縮する方法を検討する必要がある。</p>		
<p>③ 共済組合の不動産投資事業を活用した職員住宅の台帳管理について【意見】</p>		
<p>共済組合の不動産投資事業を活用した職員住宅は、譲渡代金の支払が完了した日をもって、その所有権が県に移転するものとし、移転登記手続を速やかに行うものとされている。そのため、譲渡代金の支払が完了するまでは公有財産台帳に登録されない。 しかし、当該建物の維持、修繕のための費用及び公租公課は県の負担とされているため、公有財産と同様の管理を行っている状況にある。 したがって、当該職員住宅の建物については、実質的には所有していることと同様な状況となっていることから、公有財産に準じて台帳管理の対象とする必要があると考えられる。</p>	<p>関係部局と調整を図り、借り受け財産台帳へ登録することとし、適正な財産管理に努めていきます。</p>	<p>警察本部</p>
<p>3. 不動産登記について</p>		
<p>① 借地上の建物の登記の必要性について【結果】</p>		
<p>県では、不動産登記法附則第9条により公有財産の登記申請義務が免除されていることから、建物については、公有財産規則第10条に規定する「登記又は登録を要する公有財産」の対象としていないため、借地上の建物についても登記がなされていない。 警察本部では、建物を保護するために賃貸人との間で締結するすべての土地賃貸借契約書の中で、「賃貸借期間中に賃借物件を第三者に譲渡し、又は抵当権その他の権利を設定しようとするときは、あらかじめ賃借人の同意を得たうえ、賃借人がこの契約と同一の条件で賃借物件を使用できるよう措置しなければならない。」という特約を結んでいるが、この特約は土地所有者と賃借人である警察本部の当事者間で有効であるにすぎず、土地が譲渡された場合の買受者等の第三者に賃借権を対抗することはできない。 もし、賃貸人が当該特約を反故にして土地を第三者に譲渡してしまった場合には、建物撤去、土地明渡しの請求を受ける可能性がある。 登記の申請義務が免除されていることと土地が譲渡された場合の買受者等の第三者に賃借権を対抗できることは全く別の問題である。公有財産を保全するためには、借地上の建物について登記を備えるべきである。</p>	<p>不動産登記法附則第9条により公有財産の登記申請義務が免除されていることから、登記してこなかったが、今後、関係部局と調整を図りながら、それぞれの財産について登記の必要性を精査し、費用対効果も踏まえた上で適切な対応方法を検討していくこととします。</p>	<p>警察本部</p>
<p>4. 未利用もしくは低利用となっている公有財産について</p>		
<p>① 妙法寺住宅について【意見】</p>		
<p>妙法寺住宅は、建物が老朽化したため現在未利用となっており、取壊しを待っている状態である。しかし、建物が存在する土地は津市より賃借しているため、毎年土地の使用料として501,585円を支払っている。</p>	<p>妙法寺住宅は、職員住宅として昭和47年度建築（経年40年）されたが、平成21年5月から老朽化が著しいため使用していない</p>	<p>警察本部</p>

<p>したがって、建物を取壊す方針に変更はなく、隣接する建物と同時に取壊した方が建物の解体費用を圧縮できるといったような合理的な理由がないのであれば、不要な使用料の支払いを減らすために優先的に取壊すことを検討する必要がある。</p>	<p>ものの、土地賃借料を支払っていることから、優先的に解体するよう、関係部局と協議していきます。</p>	
<p>② 旧鳥羽警察署について【意見】</p>		
<p>鳥羽警察署は、建物の老朽化による耐震不足のため、平成23年5月に鳥羽市船津町から鳥羽市松尾町へ移転し、鳥羽市船津町にあった旧鳥羽警察署は、新庁舎の供用開始と同時に供用廃止となり、現在は閉鎖されて取壊しを待っている状態である。</p> <p>また、旧鳥羽警察署の敷地内には、他にも船津第一住宅（供用廃止）、船津第二住宅（供用廃止）、船津第三住宅（供用中）及び旧鳥羽警察署署長公舎（供用廃止）の4つの建物が存在し、供用を廃止した船津第一住宅、船津第二住宅及び旧鳥羽警察署署長公舎は、旧鳥羽警察署と同様に取壊しを待っている状態である。</p> <p>なお、当該土地については以下のような条件もしくは制約が存在する。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 地盤沈下が認められる土地であること ii 海拔が低く、東北地方太平洋沖地震と同規模の地震を想定した場合の津波浸水は3～4mと予想されていること iii 船津第三住宅は供用中であるが公道に接していないため、船津第三住宅に居住する職員のために公道へ出る通行権を確保しなければならないこと <p>上記のような条件もしくは制約が存在するものの、供用を廃止した財産をどのようにすれば最も有効な利活用となるか検討する必要がある。</p>	<p>平成23年5月に旧鳥羽警察署庁舎等を、平成24年3月に同敷地内にある職員住宅2棟の供用を廃止していることから、財産の有効な利活用を検討していきます。</p>	<p>警察本部</p>

「三重県外郭団体等改革方針（案）」（警察本部関係分）について

団体別見直し方針

(公財) 暴力追放三重県民センター

団体のあり方の見直し	県関与の見直し
【見直しの方向】 —	【見直しの方向】 —
<p>社会における暴力団排除機運の高揚に伴い、暴力団排除活動の中核を担うセンターに対する要請が高まっている中、引き続き県民ニーズの把握に努め、関係機関・団体との連携を密にし、真に実効ある活動に取り組む。</p> <p>特に、厳しい経済情勢に鑑み、寄付金・賛助金の更なる拡充に努めるなど、財政基盤の確立に取り組む。</p>	—

(公社) みえ犯罪被害者総合支援センター

団体のあり方の見直し	県関与の見直し
【見直しの方向】 —	【見直しの方向】 —
<p>引き続き、犯罪被害者等の支援活動を実施するため、ボランティア支援員育成について充実を図るとともに、県民の犯罪被害者支援に対する理解を一層深めるため、より効果的な広報啓発活動に取り組む。</p> <p>特に、厳しい経済情勢に鑑み、会員の拡大、寄付金の更なる拡充等、財政基盤の確立に取り組む。</p> <p>さらに、公益社団法人として、ホームページ等で団体の運営状況に関する情報開示に取り組む。</p>	—

犯 罪 情 勢 (平成24年中)について

1 刑法犯

	認知件数	検挙件数	検挙人員	検 挙 率
平成24年	21,493	5,473	2,898	25.5%
平成23年	22,215	7,191	3,066	32.4%
増減数 (率)	-722(-3.3%)	-1,718(-23.9%)	-168(-5.5%)	-6.9P

- 平成24年中の認知件数は21,493件で、前年に比べ722件(-3.3%)減少
- 検挙件数は5,473件で、前年に比べ1,718件(-23.9%)減少
- 検挙率は25.5%で、前年に比べ6.9ポイント低下

2 凶悪犯

	認知件数	検挙件数	検挙人員	検 挙 率
平成24年	74	54	57	73.0%
平成23年	74	53	47	71.6%
増減数 (率)	0(0.0%)	1(1.9%)	10(21.3%)	1.4P

※ 凶悪犯：殺人・強盗・放火・強姦（未遂を含む）

- 平成24年中の認知件数は74件で、前年と増減なし
- 検挙率は73.0%で、前年に比べ1.4ポイント上昇

3 特殊詐欺

(1) 認知状況

	認知件数	被害金額
平成24年	73	約4億8,350万円
平成23年	80	約1億3,300万円
増減数 (率)	-7(-8.8%)	約3億5,060万円(263.6%)

※ 特殊詐欺（振り込み詐欺：オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金詐欺
振り込み詐欺以外の特殊詐欺：金融商品等取引名、異性との交際あっせん名、ギャンブル必勝法情報提供名、その他

- 平成24年中の認知件数は73件で、前年に比べ7件(-8.8%)減少、被害額は約4億8,350万円で、前年に比べ約3億5,060万円(263.6%)増加

(2) 検挙状況

	実行犯		助長犯罪	
	検挙件数	検挙人員	検挙件数	検挙人員
平成24年	27	6	70	43
平成23年	12	2	77	41
増減数 (率)	15(125.0%)	4(200.0%)	-7(-9.1)	2(4.9%)

- 平成24年中の特殊詐欺実行犯の検挙人員は6人(27件)で、前年に比べ4人(200.0%)増加、助長犯罪の検挙人員は43人(70件)で、前年に比べ2人(4.9%)増加

4 組織犯罪

(1) 暴力団犯罪

	検挙人員	
	うち刑法犯	うち特別法犯
平成24年	216	53
平成23年	250	99
増減数(率)	-34(-13.6%)	-46(-46.5%)

- 平成24年中の検挙人員は216人で、前年に比べ34人(-13.6%)減少
- 検挙人員のうち、刑法犯が163人(構成比75.5%)、特別法犯が53人(構成比24.5%)

(2) 薬物犯罪

	検挙人員	
	うち暴力団等	
平成24年	100(23)	36(10)
平成23年	127(33)	45(15)
増減数(率)	-27(-21.3%)	-9(-20.0%)

※ () 内の数字は、薬物犯以外の罪の検挙後に薬物犯罪で検挙された被疑者数を外数で示す。

- 平成24年中の薬物犯検挙人員は100(23)人で、前年に比べ27人(-21.3%)減少
- 検挙人員のうち、暴力団構成員等が4割弱(46人、構成比37.4%)を占める。

5 来日外国人犯罪

	検挙人員	
	うち刑法犯	うち特別法犯
平成24年	140	25
平成23年	163	35
増減数(率)	-23(-14.1%)	-10(-28.6%)

- 平成24年中の検挙人員は140人で、前年に比べ23人(-14.1%)減少
- 検挙人員のうち、刑法犯が115人(構成比82.1%)、特別法犯が25人(構成比17.9%)

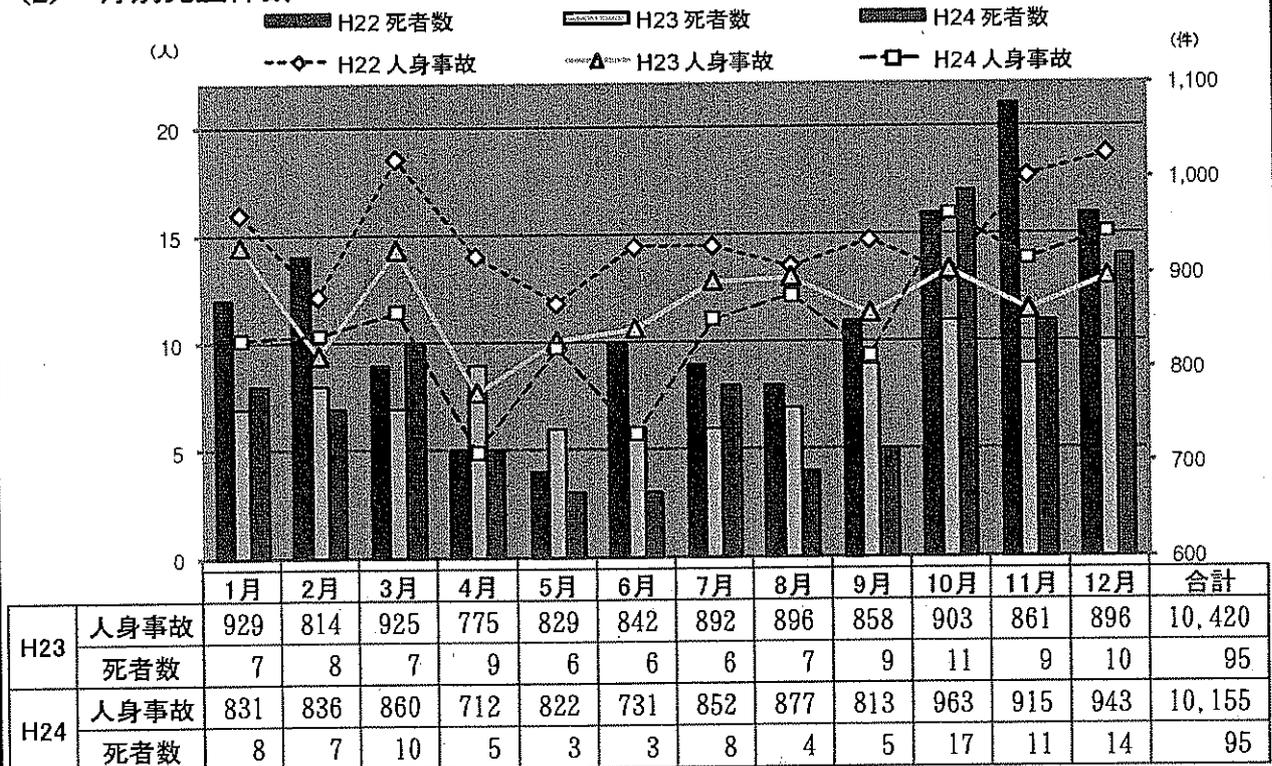
交通事故情勢（平成24年中）と交通事故抑止対策について

1 交通事故情勢（平成24年中）

(1) 交通事故発生状況

区分	総事故	人身事故		死亡事故		物損事故
			負傷者数		死者数	
平成24年中	63,642	10,155	13,287	93	95	53,487
前年同期比	1,206	-265	-526	4	0	1,471
増減率	1.9%	-2.5%	-3.8%	4.5%	0.0%	2.8%

(2) 月別発生件数



(3) 交通死亡事故の特徴

ア 高齢死者が約半数を占める

高齢死者～48人 構成率50.5%（全国51.3%）

区分	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
高齢死者数	56	65	71	53	48
構成率	50.9%	58.0%	52.6%	55.8%	50.5%

イ シートベルト非着用の死者が半数を占める

四輪乗車中死者～34人中17人 非着率50.0%（全国44.0%）

区分	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
四輪乗車中死者数	37	44	65	36	34
非着用者数	20	31	34	18	17
構成率	54.1%	70.5%	52.3%	50.0%	50.0%

ウ 飲酒運転の事故が依然として後を絶たない
 飲酒運転死亡事故～4件 構成率4.5% (全国6.5%)

区 分	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
飲酒死亡事故件数	10	7	6	6	4
構成率	9.7%	6.9%	5.0%	7.6%	4.5%

(※ 構成率は原付以上の第一当事者に占める割合)

2 交通事故抑止対策

(1) 効果的な交通指導取締り

- 事故発生現場及びその周辺を中心とした広報を兼ねた交通指導取締り
- 死亡事故の特徴を踏まえ、最重点罪種に指定した「飲酒運転」、「最高速度違反」、「シートベルト非着用」の交通指導取締り
- 主要幹線道路（国道23号等）における顕示効果の高い交通指導取締り

(2) 重点4S対策の推進

本県の交通死亡事故の特徴などを踏まえた、「重点4S対策」として

- 高齢者の交通事故防止対策（Silver）
- シートベルト着用促進対策（Seatbelt）
- 飲酒運転根絶対策（Sake）
- 速度抑制対策（Speed）

に重点を置いた総合的な対策を推進する。

ア 高齢者の交通事故防止対策

- 高齢者交通安全教育ステップアップ事業による地域の実態に応じた交通安全教育を推進
- 参加・体験・実践型の効果的な教育・啓発活動を推進
- 「交通安全“見える・見せる”キャンペーン」を活用し、反射材の着用を促進
- 毎月21日を高齢者の交通安全の日（セーフティー・シルバー・デー）として設定し、街頭活動や啓発活動を強化

イ シートベルト着用促進対策

- 幹線道路を重点としたシートベルト取締りの強化
- 後部座席を含めたシートベルト着用の広報啓発活動及び参加・体験型による指導教育を推進
- 「チャイルドシート着用推進モデル幼稚園」等の指定を行うなどチャイルドシートの正しい着用に対する指導・啓発活動を実施

ウ 飲酒運転根絶対策

- 飲酒運転取締り
- 飲酒運転を根絶するための社会環境づくり
 「ハンドルキーパー運動」の普及啓発の推進、自動車運転代行業の健全育成・利用促進

エ 速度抑制対策

- 実勢速度の高い路線における速度違反取締り
- 道路管理者と連携し、減速帯の整備など道路交通環境の整備を促進